

平成 29 年 8 月善通寺市農業委員会次第

日時：平成 29 年 8 月 22 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 報 告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について

6. そ の 他

次回開催 9 月 21 日 (木) 13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

7. 閉 会

平成29年8月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成29年8月22日（火）13時22分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一, 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について
9. 議 事
局 長 皆さんこんにちは。それでは定刻より8分ほど早いですが、皆さんお揃いですので、ただいまより平成29年8月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。
会 長 それでは改めましてこんにちは。大変暑い時期が続いておりますけれども皆様には健康には注意して頑張っていただけだと思います。先日は、荒廃農地調査にご協力いただきありがとうございました。おかげさまで調査の方はほぼ完了しまして後は、農業委員会事務局職員と農林課職員で再度現地を調査いたしまして処理を進めてまいります。その後、それぞれの案件のところに農業委員さんと推進委員さんと協力していただいて、少しでも荒廃農地を減らせるようご協力をいただけたらと思います。これからも

暑い時期が続くと思いますが、善通寺市の農業のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。今日は案件が相当多いらしいですので、できるだけ皆様の協力をいただきながらスムーズに進めたいと思いますのでよろしく申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、農業委員会会長の立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは座って議事を進めさせていただきます。まず、本日の議事録署名人には、議席第3番の原委員さんと、第4番の三原委員さんの両名、よろしくようお願い申し上げます。それでは、早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。まず、議案第1号の農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の1ページから2ページで、〇件の案件でございます。まず、番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇〇〇氏は、現在〇〇〇町に居住しておりますが、平成〇〇年〇〇月に今回の申請地を相続により取得しております。自宅から離れた本申請地で農業を営むことは困難な状態であることもあり、現在は休耕地の状態であります。譲受人である〇〇〇〇氏は、妻と息子の3人で暮らしており、年間〇〇〇日間、農業に従事しております。譲渡人と譲受人は、昔は近所で顔見知りであったことや、本申請地は〇〇〇〇氏が所有する農地の近隣にあることから、譲受人にとっては耕作の便はそれほど悪くないこともあり、将来の農地の維持管理に苦慮していた譲渡人の〇〇〇〇氏と話がまとまったことから、本申請に及んだものであります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，

田，〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人は，取得後の総経営農地は〇〇〇〇〇㎡で下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇様，譲受人，〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇歳と高齢で，現在は〇〇市に居住しており，本市で農業を営むには現実的に困難な状況にあります。そのため，本申請地は現在，休耕地の状態で，一部は草がかなり生えているところもあります。なお，譲渡人が本市で所有する農地は本申請地の〇筆だけであります。一方，譲受人である〇〇氏は，〇〇町に居住して〇〇業を営んでおりますが，同居する父母と年間〇〇〇日間農業にも従事しております。譲受人である〇〇氏は本申請地に隣接する場所に農地を所有しており，本申請地を取得することで，より有効に農地の利用ができることもあり，農業廃止により農地の処分を検討していた〇〇氏との話がまとまったことから，本申請に及んだものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇番，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡の所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，取得前の総経営面積は〇〇〇〇㎡で，下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地であり，譲受人は当該農地を取得後は水稻を作付けする予定であるとのことであります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は，〇〇歳と高齢で，妻と2人で〇〇町にて居住しております。〇〇氏には娘が〇人いますが，市外へ転出しているため，譲渡人は現在所有する約〇〇〇〇㎡の農地について，将来の維持管理について苦慮していたとのことであります。そして，知人である〇〇〇氏に自己所有農地の処分の相談をしていたところ，はじめは〇〇〇氏が購入する予定で話が進んでいたとのことでありますが，

局 長

この件は〇〇さんに最初に話しがあったわけですが、〇〇さんは〇〇さんと家族ぐるみのつきあいのある方であり、先月に〇〇さんは〇〇町にて〇反余りの土地を購入しており、今回の〇〇さんからの〇〇町の平地の売買の件について、〇〇さんが〇〇さんに声をかけたところ、本申請地でも耕作していきたいとのことから、今回購入にいたったわけであります。

宮崎委員

先日の日曜日に私と川田委員さんとで〇〇さんと個人面談してきましたところ、特に問題は無いと思います。

堀家委員

わかりました。

会 長

他に何かありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問ないようでございます。それでは採決をしたいと思いますので、農地法第3条第1項の許可申請の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。続きまして議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、分家住宅の案件でございます。本件の申請人である〇〇氏は現在母の実家にて〇人で暮らしております。今回、

分家住宅の建築が必要になった理由であります。妹家族が資金面の理由で申請人が現在居住している住宅で生活することになり、居住人数が増えるため、現在の住宅では手狭になることによるものであります。また、申請人は、〇〇家の跡取りでもあるため、実家の農業の手伝いもしなければならぬため、利便性を考え、母が居住する実家の近所に分家住宅を建築することにしたとのことでもあります。なお、現在の住宅については、分家住宅完成後、妹家族と母が居住するとのことでもあります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に分家住宅2階建1棟、建築面積が〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであります。本転用にあたり、申請地に隣接する土地の大半は〇〇家のものであることや、隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇であります。申請者、〇〇〇〇様、賃貸住宅の案件でございます。本件は本議案の次の番号〇と関連しておりまして、番号〇の無断転用を是正すると同時に、本申請を行うものであります。本件の申請人である〇〇氏は現在母と2人で暮らしており、本市内における所有農地は〇〇〇〇㎡であります。そのすべてを自作にて管理しております。申請人である〇〇氏は会社役員で仕事が忙しく、後継者は皆県外へ転出しており、普通寺市へ帰ってくる予定は今のところないとのことでもあります。そのため今後の農地の管理について、近隣の農家の方や農業法人に農地の管理をお願いしましたが、良い返事は得られなかったとのことでもあります。そのような事情もあって、申請人は将来の農地の維持管理に行き詰まっていたとのことでもあります。申請人は、少しでも農地管理の負担を減らしたいこと、定年退職後は、収入が減少することなどから、それを補う副収入を得たいこと、また先祖から引き継いだ土地を売却して手放すことには抵抗があり、できれば土地を手放したくはないことなどから、自己の所有地は維持したまま不動産業者に頼めば管理も容易である賃貸住宅の建築を計画し、本転用申請に及んだものであります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡に賃貸住宅〇棟，及びカーポート〇棟，建築面積合計にして〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであり，本転用に当たり隣接の農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないことから，特に問題はないと考えます。なお，本申請地は農業振興地域内の農地であり，本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であり，合計面積が1000㎡を超えているため，都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については，これから進めていくとのことであり，

次に番号〇ですが，申請者，〇〇〇〇様，進入路の案件でございます。本件は先にご説明申し上げた番号〇と関連しておりまして，番号〇の転用申請の準備をしていた際，申請人が自己所有の農地を調査したところ，本申請地が無断転用にあたることがわかったため，それを是正するものであります。

本申請は，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目が田で現況地目が宅地である〇〇㎡について，宅地への進入路を目的として申請するものであります。申請人は本申請地を進入路として平成〇年に無断で造成しておりますが，始末書にて反省の念を示していることから，許可もやむを得ないと考えております。なお，本申請地は農業振興地域内の農地であり，本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆の合計〇〇〇〇㎡の案件であり，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただいま，議案第2号，農地法第4条許可申請，〇件の案件について事務局より説明がありました。それでは，順次，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが，〇〇

町〇〇地区ですので、大前委員さん、よろしくお願いします。

大前委員

はい。〇〇日に申請者の母親にお会いして話を聞いてきました。現自宅に対して道を挟んで隣の他が申請地であり現地確認をしたところ、特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。続きまして、番号〇と〇ですが、これは〇〇町ですので、南光委員さん、よろしくお願いします。

南光委員

はい。賃貸住宅の進入路については6 mの幅を確保して進入路するとのことであり、また、自宅の進入路の案件については、話をお伺いしてきたところ、特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということでした。それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第2号農地法第4条第1項の許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法

第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。
続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、議案書の4ページから5ページの案件で〇〇件の案件でございます。

番号〇に入ります前に、議案第3号の番号〇と番号〇につきましては、農業委員関係の案件となっております。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、議席第〇番の〇〇委員は本件には参与することができませんので、一旦退席していただくこととなります。そのため、議事進行の都合上、議案第3号の番号〇と〇を先にご審議いただきたくと存じます。それでは〇〇委員さんの退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席 13時53分)

局長

それでは、番号〇より説明させていただきます。

貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件は次の番号〇でお諮りいただく案件と少し関連しております。本件の貸人である〇〇〇〇氏と借人である〇〇〇〇〇〇〇〇の代表取締役である〇〇〇〇氏は親子の関係であります。本申請地は平成〇〇年〇月〇〇日に県許可となった土地でありまして、当時は分家住宅を建築する目的で申請し、許可を受けたものであります。しかし、当時の申請の譲受人である〇〇氏は、土地の造成までは行ったのですが、諸事情により当該土地での住宅の建築が中止となったとのことあります。そして、その土地を今回の借人である〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置場として利用していた理由であります。本件の借人である〇〇〇〇〇〇〇〇の業務拡大により、所有する土地だけでは資材置場が不足していたため、利用していたとのことであり、その際に行わなければならない農地法

の手続きを失念していたとのことであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目が田で現況地目が宅地介在田である〇〇〇㎡について，資材置場にすることを目的として申請するものであります。なお，本転用に関しては，当時の申請内容とは目的や事業者が変わるため，平成〇〇年〇月〇日付けで平成〇〇年〇月〇〇日に許可を受けた前回の許可の取消し願いが提出されており，県へはすでに進達しております。借人は本申請地について，当時の許可目的とは異なる資材置場として平成〇〇年より利用しておりましたが，その際に農地法の手続きを失念していたことについては，始末書にて反省の念を示していることから，許可もやむを得ないと考えております。なお，本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，貸人，〇〇〇〇様，借人，〇〇〇〇様，使用貸借権の設定の案件でございます。本件は先ほどご説明申し上げた番号〇の案件の土地の実態が，許可を受けた土地の目的外使用になっていたことから，それを是正すると同時に本申請を行うものであります。本件の貸人である〇〇〇氏と借人である〇〇〇〇氏は家族であり，借人からみて貸人は〇〇にあたる関係となります。現在，借人は両親と祖父及び妻と子供の計〇人で同居しておりますが，現在居住している住宅の部屋が子供の成長に伴い，家財の増加等で手狭となってきたこと，また現在の建物は老朽化しており他に利用できる部屋がないため，将来のことを考えて新たな住宅の建築を計画し，本転用申請に及んだものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡についてであり，分家住宅平屋建1棟，〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであります。なお本転用にあたり，隣接農地関係者の調整を了していることや，提出書類に不備もないことから特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

会 長

ただ今，事務局より説明のありました案件について，それでは，順次，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。それぞれ〇〇町で

すので、藪内委員さんより意見をお聞きします。藪内委員さん、よろしく
お願いします。

藪内委員

はい。先日、現地を見てきました。本転用により、問題が起きる可能性は
あまりないと思われますので、特段問題は無いと思います。よろしくご審
議お願いします。

会 長

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょ
うか。

(全委員質問無し)

会 長

それでは、採決にはいりたいと思います。議案第3号の○番、○番につい
て賛成の方の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

全員の挙手をいただきまして、議案第3号番号○と番号○の案件について
は原案のとおり決定したいと思います。それでは、○○委員さんに入って
もらってください。

(○○委員入室 14時00分)

会 長

それでは、○番の案件からよろしくお願いします。

局 長

それでは、番号○ですが、貸人、○○○○様、借人、○○○○様、使用貸
借権の設定の案件でございます。本件の貸人である○○○○氏と借人であ
る○○○○氏は実の親子の関係であります。○○氏は現在○○で主人と子
供○人の○人で住んでおりますが、今回父の所有地の一部を貸してもらえ
ることとなったため、使用貸借権を設定して分家住宅を建築するものであ
ります。

本申請は○○町字○○○○○番○、登記地目及び現況地目が田である○○

〇㎡について、分家住宅2階建1棟、及び車庫の建築面積合計〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人である〇〇氏は、〇〇町にて一人暮らしであり、所有農地のすべてを自作で耕作して自己所有農地の維持管理をしておりますが、本申請地は住所地より少し離れているため、〇〇氏にとっては耕作には不便な状態にある土地であります。譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇市に事務所を置く不動産業者であり、このたび善通寺市〇〇町にて分譲住宅に関する問い合わせが〇件あり、建築できる土地を探していたところ、市立小学校にも近く、県道や国道〇〇〇号への接続にも便利な本申請地を計画し、譲渡人である〇〇氏と所有権移転売買の話がまとまったことから本申請に及んだものであります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡に分譲住宅2階建て〇棟、建築面積合計〇〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであり、申請地面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、これから進めていくとのことであります。

本申請地の周辺地域は宅地化が進み、新しい住宅が立ち並ぶ地域であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の農地であり、本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇〇〇氏と借人である〇〇〇〇〇〇氏は実の親子の関係であります。貸人である〇〇〇〇氏は、叔父が亡くなり本申請地を取得したのであります。仕事があり、本申請地で農業

を続けることは困難な状態であります。また、借人である〇〇〇〇〇氏も現在〇〇市で居住しており仕事があるため、本申請地で農業をするには困難であります。そのような事情から、これまでは本申請地の近隣の方にその管理を任せておりましたが、高齢になったため、昨年秋の稲刈りを最後に、これ以上は農地を管理できないとのことで返還されたとのことであります。それ故、当該農地を自分たちで管理していくのは困難で、また近隣の人で農地を管理してくれる人もなかなか見つからなかったことから、やむを得ず、太陽光発電設備を計画したとのことであります。

本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇筆、〇〇〇㎡において、太陽光発電設備を設け、売電収入を得ることを計画し、太陽光パネル〇〇〇枚、〇〇〇㎡を設置し、年間約〇〇〇〇〇kwhの全量を、〇〇電力に売電し、今後の生活資金等の収入を得ることを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。本転用についての、固定価格買い取り制度に基づく、〇〇電力への申し込み書類、並びに、経済産業省の設備認定など、他法令の認可等の提出書類に不備もなく、本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、本年〇月〇〇日に農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第〇種農地であります。

番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇〇〇〇氏と〇〇〇氏は家族であり、借人からみて貸人は〇〇の関係にあたります。借人は現在、〇〇郡〇〇町にて妻と2人で借家に住んでいますが、〇〇が高齢になってきたため、将来のことを家族と相談したとのことであります。相談の中で、実家で生活することも検討したとのことですが、実家は建物が古いため不便であることや、将来、子供ができたときのことも考えて、新たに住宅を建築することにしたとのことであります。将来的には祖母や母の面倒を借人がみていかなければならないことも考慮し、実家に近い本申請地を計画地として選定したとのことであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に分家住宅平屋建て〇棟、建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築すること

付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第○種農地
であります。

番号○○ですが、貸人、○○○○様、借人、○○○○様、使用貸借権の設
定の案件でございます。本件の貸人である○○○○氏と○○○○氏は親子
の関係であります。借人である○○○○氏は現在○○県で妻と2人で借家
にて生活しておりますが、貸人である○○○○氏が過去に大病を患った影
響で現在も通院治療が続いていることなどから、将来の父母の介護を考慮
して、転職して香川県に住むことにしたとのことであります。将来、親の
介護しなければならなくなった際には、現在貸人が居住している住宅にな
るべく近い方が便利であることから、このたび貸人で父である○○氏の土
地を借りて、分家住宅を建築するものであります。

本申請は○○町字○○○○○○番地○、登記地目及び現況地目が田である
○○○㎡に分家住宅2階建て1棟、建築面積○○○○○○㎡を建築するこ
とを目的として申請するものであります。なお、本転用にあたり隣接農地
関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題
は無いと考えます。本申請地は本年○月○日付けで農業振興地域整備計画
変更に係る事前協議回答のあった第○種農地であります。

以上○○件、登記地目は、田が○筆の○○○○○○○○㎡、畑が○筆の○
○○○㎡の合計にして○○○○○○○○㎡の案件であり、県知事へは、許可
が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご
審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

どうもありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案
件について、それでは、順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いた
いと思います。

番号○ですが、○○町ですので、○○地区にお住まいの委員さん、私か松
本委員さんにご意見を求めるのですが、私は議事進行をしている関係上、
私は発言ができませんので、松本委員さんにご意見をお聞きします。松本
委員さん、よろしく申し上げます。

松本委員

〇月〇〇日に地元の推進委員さんも含め4人で現地調査を行いました。全員一致して特段問題は無いと考えます。よろしく申し上げます。

会 長

それでは次に〇番ですが、〇〇町ですので南光委員さんか藪内委員さんよろしく申し上げます。

南光委員

先日現地調査を行いました。申請地周辺の住環境は良く、特段問題は無いと思います。

会 長

それでは次に〇番ですが、〇〇町ですので近藤委員さんか堀家委員さんよろしく申し上げます。

堀家委員

この案件につきましては、以前に農振除外申請に対する許可が下りていることや、太陽光発電をするにあたり、現地をみたところ周辺にも影響はあまりないと考えられることから、特段問題は無いと考えられます。

会 長

それでは次に〇番ですが、〇〇町ですので藪内委員さんか南光委員さんよろしく申し上げます。

藪内委員

西側が県道で東が用水路,南側が宅地であり,特段問題は無いと思います。

会 長

それでは次に〇番と〇番ですが、どちらも〇〇町ですので宮崎委員さんか川田委員さんよろしく申し上げます。

川田委員

〇〇日に宮崎委員さんと一緒に現地を見に行ってきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議をいただけたらと思います。

会 長

それでは次に〇番と〇〇番及び〇〇番ですが、〇〇地区の大前委員さんか瀬川委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

大前委員

〇番から〇〇番ですが、すべてご本人にお会いして話しをしてきました。
その結果、特段問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

会 長

それでは、議案第3号農地法第5条第1項の許可申請の案件について、地元の委員さんは問題ないとのことですが、他の委員さんほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

堀家委員

転用して家を建てるには、道がないと許可にならないと思われるが、市の事業で道がついている人とそうでない人がいる。道がある人は申請すればすぐに家を建てることができ、道がない人はそうはいかない。市の方としては、道をつけたり広げたりという計画について、たとえばここに道があったほうがよいとかなどについては、市の土木の方としてはどのように考えているのか。農業委員会で審査する段階において、道が既にある条件が整っているものは、駄目とはいえない状況にある。道がある人とない人ではそのようなところで差が出てくることもあるから、道をつけるにあたってどのような考えがあるのかお聞きしたい。

参 事

道をつけるにあたり、どのような計画に基づいて行っているかは、道路行政における問題であり、本市の農業委員会としては関与出来ない部分であります。ただ農業政策の観点から申し上げます、本市は農業振興区域の指定をしております、農業振興区域の除外をした案件について、今回農地転用申請があったものであります。今回の案件は農地を守るという観点において、たとえば分家住宅などで農業振興区域から除外がされているだけでありまして、いわゆる計画道路については、道路が出来たら除外できるようになるということに関しては、農地を持っている人の個別事情により判断して除外しているだけであります。今日お諮りいただく案件でも、農振除外の案件はいくつかありまして、農振除外申請の段階において基本的には農地を全部調査して農振除外をしております。どの農地のどこを転用するかは個別的なものであり、土地を持っている人が、ここがよいからという理由だけでできるものではありません。農地転用申請にあたっては、

事前に業者や個人の方と十分協議をして進めておりますので、ご理解いただければと思います。

会 長

堀家委員さん、よろしいでしょうか。

堀家委員

十分にはよくわかりませんでした。よいです。

会 長

それでは、採決にはいたいと思います。議案第3号農地法第5条第1項による許可申請の番号〇と番号〇以外の案件について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

全員の挙手をいただきまして、議案第3号番号〇と番号〇以外の案件については原案のとおり決定したいと思います。それでは、事務局より報告第1号、農地法第5条第1項の規定に事業計画変更に係る報告について事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第農地法第5条第1項の規定に事業計画変更に係る報告についてご説明いたします。報告の1ページをご覧ください。本件は、平成〇〇年〇月の農地専門部会において、お諮りいただきました案件であり、所在地番が〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡において、所有権移転売買を行い、分譲住宅1区画1棟、平屋建、建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築することを計画して、農業振興地域からの除外手続きを経て、農地転用申請を行い、同年〇〇月に県知事より許可を得た案件であります。その後、当該地には1区画分の住宅が建築されましたが、当該住宅において設けたロフトの部分について、その高さの関係で建築基準法上は平屋建てではなく、2階建ての扱いになるとのことで申請者より話があり、事業計画変更申請に及んだものであります。平成〇〇年〇月〇日付、〇〇農政第〇〇〇〇-〇〇号として県知事より計画変更の承認を受けましたので、直近である本定例会にて、ご報告さ

せていただきます。

報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
についての報告は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、
農地法第5条第1項の規定に事業計画変更に係る報告につきまして、
皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、本日の議案審議については、全て終了いたし
ました。ありがとうございました。

閉会時刻 14時47分 終了